年金のお知らせ
Pension Infomation

産前産後期間の保険料免除制度について

産前産後期間の保険料免除制度とは、国民年金第１号被保険者本人が出産した際に、届出により、その出産前後の一定期間の保険料が免除される制度です。

【対象となる方】

平成31年2月1日以降に出産された国民年金第1号被保険者の方が届出の対象です。
※妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産を含みます）。

【受付期間】

出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。
出産後の届出はいつでも可能です。

【国民年金保険料が免除される期間】

届出をすると、出産予定月（又は出産月）の前月から4ヶ月分の国民年金保険料が納付されたことになります（将来の年金受給額は減りません）。
※多胎の場合は出産予定日（又は出産月）の3ヶ月前から6ヶ月分となります。
※既に該当期間分の保険料を納付されている場合には、該当期間分の保険料を後日お返しします。将来受け取られる年金額が多くなるので、国民年金保険料の免除を申請されている方も、是非産前産後の届出をしてください。
※産前産後免除期間中も付加保険料（月額400円）を納付することができます。

マイナンバーカードの受け取り、忘れていませんか

マイナンバーカード（個人番号カード）を申請された方へ
マイナンバーカードの交付通知書（案内ハガキ）をお送りしていますが、まだマイナンバーカードを受け取られていない方がおられます。

案内ハガキに記載されている期限が過ぎていましても、マイナンバーカードを受け取ることができますので案内ハガキをお持ちになって、住民生活課までお越しください。

交付にあたりましては、マイナンバーカードの顔写真が申請者ご本人が一致するかどうか確認する必要がありますので、申請者ご本人が、本人確認書類を持って受け取りにお越しください。

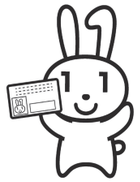

【受取に必要な書類】

交付通知書（ハガキ）、本人確認書類※（有効期間内のもの）
（お持ちの方）通知カード、住民基本台帳カード
※本人確認書類一覧表（Aを1点　又は　Bを2点）

A 官公署の発行した**顔写真付き**の 本人確認書類	運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、 住民基本台帳カード（顔写真あり）、 在留カード、身体障害者手帳　等
B 官公署等の発行した本人確認書類等	健康保険証、介護保険証、医療受給者証、 各種年金手帳、学生証　等 ※「氏名と住所」または「氏名と生年月日」の記載があるものに限ります。

【お問い合わせ】役場住民生活課☎ 0884-77-3613

美波町をもっと元気に、美波町の力で日本を元気に

株式会社あわえ（サービス業）

会社概要・SDG sに関する取り組み方針（考え方）

・美波町が抱える地域課題（人口減少、高齢化、廃校による人材流出や学びの機会の喪失、防災、産業の担い手不足など…）を解決したい。
・この自然と文化豊かな美波町が持続可能なまちであり続けられるように、地域活性化の事業に取り組みたい。
・美波町に関わることで、元気をもらう企業、学生、人々を増やし、またそれを見た美波町の子どもたちが美波町を誇りに思ってくれるようにしたい。

これまでの取り組み

・美波町と協働で地域活性化に取り組む「美波町地方創生パートナー企業」として活動。
・美波町の地域課題と都市部企業の経営課題、双方の解決のため、29社のサテライトオフィスを美波町に誘致。
・全国初、徳島発のデュアルスクールを美波町で実施。県内外にも展開中。
・美波町の児童・生徒の職場体験の機会をサテライトオフィスと協働で創出。
・美波町のにぎやかな過疎の取り組みを徳島県や全国で講演・発信している。

関連するゴール

メッセージ

美波町は一度来てくれた人を虜にする、人のあたたかさ、豊かな自然や文化があります。美波町で生まれた株式会社あわえは、美波町の皆さまの応援のおかげでこうして 11 年事業を継続してこられました。それでも、まだまだ道半ばです。何より、美波町で生まれた子どもたちがさらに美波町を誇りに思えるよう、これからも美波町の活性化と、美波町の力で日本を元気にしていきます!

今後に向けた取り組み

・美波町にもっと多くの親子関係人口を呼び込みたい。（デュアルスクールやワーケーション誘致）
・サテライトオフィスと協働で、美波町の自然や文化における課題解決にも取り組みたい。
・美波町の子どもたちに職業体験や新しい学びの場をつくっていきたい。

美波町からのお知らせ

▶みんなも SDG sを宣言し、活動をアップしよう!
美波町 SDGs リビングラボ

▶SDGsパートナーを募集してます!
町内の企業や各種団体の申請を随時受付しています。